

屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルを実施する趣旨

犬山市では、犬山観光の更なる飛躍と観光分野の産業としての成長、そして持続可能な観光まちづくりを実現することを目的に「犬山市観光戦略」を令和4年3月に策定した。本戦略においては犬山観光の魅力を総合的に推し進める特に重要な施策（プロジェクト）として「重点プロジェクト」を8つ掲げており、その1つとして「日本ライン再発見ルート」として木曾川河畔の美しい景観を保全するとともに四季折々の豊富な資源を活かし、何度も訪れたいくなる楽しい空間づくりを進めることとしている。その中のチャレンジする施策として「遊覧船メニューの拡充（企画船、定期船など）」を今後取り組んでいくこととしており、実現には木曾川での川遊びを更に楽しむことができるよう、船の高質化は重要であり、木曾川河畔空間全体の魅力を高めることに繋がると考える。

本業務の対象となる屋形船（若あゆ丸）は市が所有している唯一の屋形船であり、1989年の就航以来、改修の実績はなく老朽化が進んでいる。本業務は、「犬山市観光戦略」に記載の河畔活性化という目的を把握した上で、木曾川うかい事業の継続と発展を目標に、屋形船（若あゆ丸）を改修することで遊覧船事業の高質化を実現することを目的とする。なお、本業務の受注者選定にあたっては、造船やデザインに対する幅広い知見を有しているだけでなく、高度な創造性、技術力、専門性、豊富な経験に加えて他地域の事例にも精通している者を選定することが必要であることから、公平かつ適正に公募型プロポーザル方式で実施するものである。

なお、この事業の財源は、実業家である前澤友作氏の犬山市へのふるさと納税による寄附が財源となっており、前澤氏からコロナ禍で疲弊した観光分野を発展させるため観光振興に関する提案募集があったところ、犬山市は屋形船（若あゆ丸）改修等による高質化を実現し木曾川遊覧事業の強化を提案したことで採択されたという経緯がある。

2 業務の概要

(1) 業務名

屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託

(2) 業務内容

屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月28日まで

(4) 提案限度額

5,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 提案資格要件

本プロポーザルに提案する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成 14 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 犬山市契約規則（昭和 40 年規則第 21 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項に規定する資格者名簿に登載され、かつ、実施事業に係る業種、品目等についての登録が認められた者であること。ただし、規則第 5 条第 1 項の規定による資格要件の審査基準を満たすことが確認できる者は、この限りでない。
- ④ 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ⑤ 公租公課を滞納していないこと。
- ⑥ 実施事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの要件を満たすことが確認できる者であること。
- ⑦ プロポーザル参加意向申出書（様式第 1）の提出期限の日から受注候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（令和 2 年 3 月 30 日締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑨ 平成 29 年度から令和 3 年度までにおいて、本業務と同種もしくは類似した実績を有する者であること。同種の業務とは、官公庁や民間事業者が発注した他における船舶等（船、家屋等）の造成や改修の業務をいう。なお、自らが発注した同種の実績についても含むことが出来るものとする。

4 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は次の書類を提出すること。

	様式	書類名	部数	提出期限
①	様式第 1	参加意向申出書	1 部	12 月 16 日 (金)
②	様式 8	提案者情報調書		
③	任意	業務実績が確認できる契約書等の写し		
④	任意	会社役員一覧		
⑤	任意	法人定款 ※コピー可		
⑥	任意	市税の滞納がないことが確認できる書類 ※コピー可		
⑦	様式第 5	提案書 ※データ (PDF 形式) でも提出	10 部 うち 1 部 を正本と する	1 月 5 日 (木)
⑧	様式 8	提案者情報調書		
⑨	様式 9	実施体制調書 -1 業務総括者情報 -2 業務主任者情報 -3 業務担当者情報		
⑩	任意	企画提案書 ※データ (PDF 形式) でも提出		
⑪	様式 10	見積書		
⑫	任意	見積書の積算内訳		

※ 必要な書類は犬山市ホームページから入手すること。

※ 複数の事業者による共同での提案も可とする。その際、共同での応募状況が分かる書類を提出すること。(様式については個別に事務局へ相談すること) また上記書類のうち②③⑨については代表する会社の情報・実績で作成し、④⑤については参画する事業者全てについて作成すること。

(2) 参加意向申出書、提案者情報調書、業務実績が確認できる契約書等の写し、会社役員一

覧、法人定款、市税の滞納がないことが確認できる書類の提出

ア 提出期限：令和 4 年 12 月 16 日 (金) 午後 5 時まで

イ 提出先：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 (市役所本庁舎 3 階)

犬山市経済環境部 観光課 担当 小澤

ウ 提出方法：持参、宅配便、郵送 (必着)

エ 書類の並べ順：「(1) ①～⑥」の番号順

オ 宅配便及び郵送により参加意向申出書等を受け付けた場合、参加意向申出書に記載の E-mail 欄のアドレス宛てに犬山市より受領確認のメールを送信する。

カ 提案者情報調書、業務実績が確認できる契約書等の写し、会社役員一覧、法人定款、市税の滞納がないことが確認できる書類は、提案資格要件の確認のために使用する。

キ 業務実績が確認できる契約書等の写しは、提案者情報調書に記載した業務のうち一番

目に記載した業務のみで良い。また、全てのページである必要はなく、業務内容、契約者が分かる部分のみでかまわない。

ク 会社役員一覧は、役員である者の役職名、氏名（ふりがなを付す）を記載すること。

(3) 提案書、提案者情報調書、実施体制調書、企画提案書、見積書、見積書の積算内訳の提出

ア 提出期限：令和5年1月5日（木）午後5時まで

イ 提出先：(2) イと同じ

ウ 提出方法：持参、宅配便、郵送（必着）

※なお、提出書類のうち提案書及び企画提案書のみ、事前に事務局及び審査委員が確認するため、上記紙媒体での提出に加え PDF 形式に変換したデータを下記にメールにて送付すること。また、容量が 10MB を越える場合はデータ送信用のアドレスを事務局より送付するため、必要な旨を事務局へ電話で連絡すること。

提出先：犬山市経済環境部観光課 担当 小澤

E-mail：040500@city.inuyama.lg.jp 電話：0568-44-0342（直通）

エ 書類の並べ順等：「(1) ⑦～⑫」の番号順に並べたものを1セットとして、10セット提出する。うち1セットを正本とするため、提案書、見積書は押印した原本が必要。残りの9セットに入れる提案書、見積書はそのコピーでかまわない。

オ 宅配便・郵送により提案書等を受け付けた場合、提案書に記載の E-mail 欄のアドレス宛てに犬山市より受領確認のメールを送信すること。

(4) 提案者情報調書について

ア 提案者情報調書の留意事項

- ① 会社業務実績に記入する本業務と同種の業務とは、「3 提案資格要件⑨」と同じ。
- ② 会社業務実績欄の一番目に記載した業務の契約書等の写しを添付。
- ③ 12月16日（金）期限と1月5日（木）期限の2回提出となるため注意すること。

(5) 実施体制調書について

ア 実施体制調書の留意事項

- ① 業務実績に記入する本業務と同種の業務とは、「3 提案資格要件⑨」と同じ。
- ② 業務総括者とは、本業務の総合的な取りまとめを行う者をいう。
- ③ 業務主任者とは、本業務の現場を取り仕切るプレイングマネージャーをいう。
- ④ 業務担当者とは、本業務の現場で実務を行う者をいう。
- ⑤ 業務担当者が複数の場合、本業務に携わる割合が最も多い者1人分を作成すること。
- ⑥ 業務総括者、業務主任者、業務担当者を兼ねる場合でも各調書を作成すること。
- ⑦ 実務経験年数には、現会社の経験年数を基本とするが、同業他社の経験年数がある場合は加算して記載すること。

(6) 企画提案書について

ア 企画提案書の留意事項

- ① 提案は1者（1会社）につき1提案とする。
- ② 企画提案書の様式は任意とする。
- ③ 企画提案書は専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

- ④ 企画提案書はA3版を基本とし、表紙を含めず6枚以内、片面で印刷すること。
- ⑤ 後述する「プレゼンテーション・ヒアリング」時には、プロジェクター等の機器の使用は認めないため、この企画提案書をもって説明すること。
- ⑥ 企画提案書には、審査基準となる別表「評価項目一覧表」の「評価項目」に基づき作成し、分かりやすい提案とすること。
- ⑦ 企画提案書提出後の変更、修正は認めない。

イ 企画提案書の記載事項

以下の内容を基本として記述し提案すること

屋形船（若あゆ丸）の高質化に関すること（詳細は「屋形船（若あゆ丸）高質化業務委託仕様書」、「評価項目一覧表」を参照のこと）を説明

- ① 企画 ※コンセプト、独自性、高級感、用途（概ね2枚程度）
 - ・ 犬山市観光戦略のうち、本業務に関するものとして「河川空間活性化（日本ライン再発見ルート）」についての解釈の説明
 - ・ 本業務における「犬山らしさ」についての解釈の説明
 - ・ 上記2点（犬山市観光戦略及び犬山らしさ）を踏まえ、導き出された企画内容（コンセプト）の提案
 - 設計の基本的な内容（コンセプト等）
 - 想起される使用方法
 - 期待される効果
 - ・ パース図（外観図1点、内装図1点）
 - 2点程度。高質化された船（高級船として造成され、鵜飼観覧の質を高めるとともに快適な空間形成を実現したもの）のイメージがわかる図及び説明文を作成すること。
 - コンセプトを踏まえた船のデザイン・機能・色彩・装飾等の説明を記述すること
- ② 機能性 ※快適性、多用途への対応（概ね2枚程度）
 - ・ 室内で快適に過ごすことができる内容の説明
 - 簡易な見取り図（室内配置図（レイアウト）、機能、多用途での使用方法の説明）
 - 設備、仕様、材料など（簡易なもので可）
- ③ 維持管理 ※日常管理のしやすさ、年間～経年管理の提案（概ね1枚以内）

高質化された船が風雨や埃、日光などによる劣化・損傷を抑えるために、必要な維持管理の方法について図なども用いて記述すること。

 - ・ 劣化防止、日常管理の措置に関する説明
 - 日常の維持管理（運航時、日常の保管時）
 - オフシーズンでの管理（年間を通じた管理）
 - 中長期的な管理の提案（塗装塗り替え、修繕等の維持管理サイクルに関する簡単な説明）

④ 実施体制（概ね 1/2 枚程度）

- ・デザイン、設計、施工、施工監理等の担当者（実施者）や責任者など組織図などにより役割分担を明記すること。

⑤ スケジュール（概ね 1/2 枚程度）

- ・業務実施にあたりスケジュール案を提示すること。また、施工場所についても明記すること。

(7) 見積書、見積書の積算内訳について

- ① 見積書は様式 10 を用い、消費税額及び地方消費税額を含む額で記入すること。
- ② 見積書の積算内訳は、必要な工数、単価、旅費等見積に係る積算内訳を任意の様式を用いて作成すること。
- ③ 業務遂行には改修における図面（デザイン図・平面図・立面図）の作成が必要になるため、経費見積書作成にあたっては留意すること。

5 選定スケジュール

		日程
①	プロポーザル公募開始	令和 4 年 11 月 16 日（水）
②	屋形船（若あゆ丸）見学会	令和 4 年 11 月 29 日（火）午前 10 時
③	質問受付期限	令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 5 時
④	質問に対する回答	令和 4 年 12 月 8 日（木）
⑤	参加意向申出書等提出期限	令和 4 年 12 月 16 日（金）午後 5 時
⑥	提案資格確認結果通知	令和 4 年 12 月 20 日（火）
⑦	提案書等提出期限	令和 5 年 1 月 5 日（木）午後 5 時
⑧	プレゼンテーション・ヒアリング	令和 5 年 1 月 12 日（木）※予定
⑨	審査結果通知	令和 5 年 1 月 下旬

※ 参加意向申出書の受付後に、提案資格要件の確認をし、結果を通知するが、確認に時間を要する項目は確認中として通知する。その項目を満たしていないことを確認した場合、提案を無効とし、その旨を通知する。

6 質問及び回答

(1) 質問票の提出（電子メールのみ受付）

ア 提出期限：令和 4 年 12 月 2 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先：犬山市経済環境部観光課 担当 小澤

E-mail：040500@city.inuyama.lg.jp 電話：0568-44-0342（直通）

ウ 提出方法：様式 11 を電子メールで送信

エ 電子メールを送信した場合は、電話にて受信確認を行うこと。

オ 電子メールを送信する際の表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(2) 質問に対する回答

- ア 回答期日：令和4年12月8日（木）
- イ 回答方法：市ホームページに掲載
- ウ 回答にあたり質問者の事業者名は公表しない。また、本プロポーザルに公平性が保てないと思われるものについては回答しないことがある。

7 屋形船(若あゆ丸)見学会

- ア 実施日：令和4年11月29日（火）午前10時
- イ 実施場所：木曾川うかい 犬山城港（船揚げ場：犬山市大字犬山字北古券 41-6 付近）
※灯屋 迎帆楼の北側 ※現地集合・解散（車両の駐車可能）
- ウ 申込方法：令和4年11月25日（金）正午までに電子メールでのみ受付
※申込後は電話にて受信確認を行うこと。
- エ 持物：必要と思われる測量器具は各自で用意・持参すること。（メジャーなど）
- オ 申込先：犬山市経済環境部観光課 担当 小澤
E-mail：040500@city.inuyama.lg.jp 電話：0568-44-0342（直通）

8 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市プロポーザル審査委員会規則（平成29年規則第4号）に基づく審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員は6人。

(2) 審査方法

各審査委員が独立して、審査基準に基づき提案の優劣を判定する。その判定に基づく採点の合計により最上位の者を受注候補者に選定し、受注候補者に次ぐ順位の者を次順位受注候補者に選定する。同点の場合は、評価項目一覧表「企画提案」の合計点が最も高い提案者を選定する。再度同点の場合は、評価項目一覧表「企画提案__企画力」の点が最も高い提案者を選定する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

提案書等を提出した者には次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。ただし、提案者多数の場合には、評価項目一覧表における「実績」及び「理解把握」により、プレゼン・ヒアリング対象者を4者程度に選定することがある。

ア 実施日：令和5年1月12日（木）※予定

イ 実施日時及び場所は、別途連絡する。

ウ 出席者：業務主任者を含む3人以内

エ 方法

- ① 1者につき25分以内とする。
- ② 提案内容の説明が15分以内、質疑応答が10分程度とする。

オ 提案内容の説明

- ① 説明は提出した企画提案書のみで行うこととし、追加資料等の配布は認めない。
- ② 説明は出席者の誰が行ってもよい。また、途中で変わることも差し支えない。
- ③ プロジェクター等の機器の使用は認めない。

カ 質疑応答

- ① 審査委員が提案者に対し質問をする。
- ② 質問に対する回答は、出席者の誰が行ってもよい。

キ その他

- ① プレゼンテーション・ヒアリングは非公開とする。
- ② プレゼンテーション・ヒアリングを行う順番は、参加意向申出書の受付順とする。

9 審査基準

企画提案書等の評価項目、評価の着目点及び配点は、別表「評価項目一覧表」のとおりとする。また、提案者が最低限満たすべき点数の基準は、6割以上とする。この基準を満たす者がいない場合は、再度選定等を行うものとする。なお、提案者の数が1である場合においても審査を行うものとする。

10 審査結果の通知、公表

審査完了後、市内で組織する契約審査会の確認を経て、提案者全てに対し結果を通知する。また、選定結果を犬山市ホームページで公表する。公表は契約締結後に行うこととする。なお、提案者名の公表は次のとおりとする。

- ① 契約相手が受注候補者の場合は、受注候補者のみとする。
- ② 契約相手が次順位受注候補者の場合は、受注候補者及び次順位受注候補者とする。

11 担当部署との協議

受注候補者は、契約締結に向けて仕様書の詳細について担当部署と協議を行う。協議に際しては、受注候補者は誠実に協議に応じなければならない。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領を熟読し、これを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容や審査決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 受注候補者と決定された者を対象として、業務内容、仕様書等の契約内容を協議した上で当該業務を委託する相手方を決定するので、受注候補者の決定をもって提案者の企画提案内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (5) 受注候補者が契約締結までの手続き期間中に失格となった場合又は受注候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位受注候補者と契約に係る協議を行う。
- (6) 業務内容、仕様書等の契約内容の協議が整った上で、犬山市が契約書を作成する。
- (7) 次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる。
 - ア 本要領に定める手続き等に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽があった場合
 - ウ 本プロポーザル公募開始後、審査委員会委員と当該業務に関する接触を求めた場合

- エ 見積書の金額が提案限度額を超える場合
- (8) 原則は令和4年度内に業務を完了すること。ただし、業務の完了が見込めない場合は発注者と協議した上で契約期間を変更する場合がある。

13 事務局

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 (市役所本庁舎 3 階)

犬山市経済環境部観光課 担当 小澤

電話：0568-44-0342 (直通) E-mail：040500@city.inuyama.lg.jp

屋形船(若あゆ丸)高質化業務委託

番号	評価項目		評価視点	評価点	換算値	配点
1	実績	能力	これまでに設計・施工した実績(新築・新造または改築・改造)は、本業務を適切に実施可能であると想定できる内容であるか。	5	×1	5点
2	理解把握	理解度	仕様書に記載の目的や業務の方針・方向性、目指す姿を十分理解した内容となっているか。特に犬山らしさを踏まえたコンセプトとなっているか。	10	×1	10点
3	企画提案	企画力	魅力的で高質な屋形船となるようなコンセプトが示され、オリジナリティ(独自性)やインパクト・話題性を有しているか。従来とは別の利活用方法が喚起できる提案であるか。実現可能性があるか。	10	×4	40点
		機能性	船内で快適に過ごせる仕様か、様々な用途に対応可能な機能を有しているか。	10	×3	30点
		維持管理	風雨・日光等による劣化防止など、日常の維持管理について工夫された内容となっているか。	10	×1	10点
4	実施体制 スケジュール		経験豊富な業務主任者を配置する、業務の進行に十分な人員を配置するなど、業務完了が可能な実施体制であるか。スケジュール管理は妥当であるか。	5	×1	5点
合 計						

合計 100点